

議員提出第2号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成22年3月24日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	うすい	浩一
同	馬場	信男
同	くじらい	光治
同	秋山	ひでとし
同	たきがみ	明
同	前野	和男
同	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	たがた	直昭
同	渡辺	ひであき
同	工藤	哲也
同	ほっち	易隆

足立区議会議長 鴨下稔様

(提案理由)

足立区組織条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「土木部、都市整備部及び建築部」を「都市建設部」に改める。

第19条中「基く」を「基づく」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に建設委員会の委員であるものは改正後の建設委員会の委員になるものとし、委員の任期は、改正前の建設委員会の委員の残任期間とする。